

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第16条第1項
処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の再交付
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：3日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係 運転免許課 電話0952-98-2220 内線230
備 考：